

障害者差別解消法の指針に関する意見

全国手をつなぐ育成会連合会

久保 厚子

教育は、人間と人間の間柄で行うものだと思います。障害のある子供たちは、良い人間関係が得られて、良い方向への人間的な発達があり成長して行くものだと思います。まず、この関係が基本として提供されることが前提にあると思います。

【教育関係】

1. 授業に関して

- ・色覚障害のある生徒が見やすいように、板書するチョークやマーカーの色を配慮する。
- ・聴覚障害のある生徒に対し、口元が読み取れるように教職員が大きく口を開いて話す。
- ・板書のキーワードは、カードやジェスチャーを使って簡単にゆっくり話す。
- ・授業の内容や進め方をわかりやすく構造化して示したり、カード（手順カード）で示し見通しを持って授業が受けられるようにする。

2. 試験に関して

- ・拡大文字の問題、拡大回答用紙の提供。
- ・席の位置（弱視など視覚障害）明るい席を指定。証明器具を用意する。
- ・持参する私用の（拡大鏡、補聴器等）の対応。

3. 相談や学校での活動に関して

- ・個別の相談を、事業担当及び指導教員との連絡・連携を密にする。

4. その他

- ・車椅子の生徒がいたら、クラス全員が試乗して配慮すべき点を見つけ、皆で確認する。
- ・学校内や通学路の危険箇所を関係者とともに確認し、安全確保を図る。仕組みについては厚労省（福祉サービス）とも連携。
- ・学校行事や入学式・卒業式での障害のある生徒の位置づけを全員で確認し、ルールや参加のため（ピストルの音や笛の音など大きな音に敏感な生徒）の配慮を検討する。
- ・自分で選べる、自己決定ができるための配慮。
- ・社会におけるルールの視覚化など、社会参加に向けた教育における配慮。

【文化施設関係】

1. 知的・発達障害

- ・事前告知（チラシ）の情報保障（ルビなど）。
- ・必要に応じた席の配慮（出入りしやすい席、本人の特性に合わせた席が必要）。
- ・必要に応じて、台本やあらすじ等のテキスト貸出（ルビ。）
- ・ピクトグラムによるサインやコミュニケーションカードの使用。
- ・公演・上映中の移動案内や誘導。

2. 聴覚障害

- ・チケット購入時の窓口での情報保障（手話・筆談・字幕）。
- ・開場や開演時間及び場内で必要とする情報保障（手話・筆談・字幕）。
- ・必要に応じて、台本やあらすじ等のテキスト貸出。
- ・公演や上映中の情報保障（音声補聴器、手話、字幕）。

3. 視覚障害

- ・事前告知（チラシ等）の情報保障（音声情報、点字、字幕）。
- ・公演や上映場所までのガイドヘルプ。
- ・演劇等における舞台セット、衣装等の情報提供。
- ・入場しやすい席の提供と誘導の確保。
- ・会場内施設や席までの案内、誘導。
- ・点字や拡大文字によるパンフレットなど。
- ・盲導犬同伴席やトイレの施設（介助犬や聴導犬も）。
- ・舞台や映画の視覚情報の音声ガイド（副音声など）。

4. 肢体・身体障害

- ・来場ルートや駐車場の確認、確保、情報提供。
- ・車椅子席の確保と客席を移動する時は、移動しやすい場所の確認、確保。
- ・電動車椅子の電源の確保。
- ・車椅子のまま使用できるトイレ。
- ・公演や上映中の移動案内や誘導。
- ・疲れた場合の休憩できる場所の確保。